

Licensed Psychologist 関係法規15分レク



帝京平成大学

Border collies学部白黒乃犬学科

田代信久

- ・仕方ないから正式名称覚える？

PSW・SWの過去問に長ったらしい正式名称を問う鬼面人を・・・の問題はない？

- ・この時期からPSW・SWの問題に手をつけると「カフカの迷宮の世界」

- ・なぜか？PSWは福祉関連法職種なので細かいところまで出題されている。

LPでは・・・

- ・どっかで見切ろう！

LP国試はそこまで出せないだろう200題(事例問題含む)ということで見切る

- ・だけど・・・

公認心理師は「法規の制限の下」におかれ仕事を行う subject to law

→やはり法規の出題は少なくないだろう

→Licensed→認可された 心理師 (Psychologist)

→苦手ということ捨ててはいけない

・見切るために法律の何が？どこが大切か考えよう

・義務！義務！

→法的義務 「～しなければならない」

→努力義務 「～するようにつとめる」

この混在は要注意

こういう一つの法に法的義務と努力義務の混淆があるってあたりは要注意

・義務の混在

障害者差別解消法(2016)

国の行政機関や地方公共団体などは

→「～しなければならない」

民間事業者は

→「～するよう努めなければならない」

不当な差別的取扱いの禁止は揃って

→国も民間も「義務」

・ストレスチェックの集団分析は「努力義務」

- ・年代は何かがある！

例えば従来なく、あるところで義務化された場合・・・
安衛法第66条の10第1項→ストレスチェック

安衛法は古い昭和47年
ストレスチェックは2014年だから注意

発展解消した場合
障害者自立支援法→障害者総合支援法へ2012年

- ・こういった視点で浚っていこう

- ・未満と以上の苦しみ

ストレスチェックでの事業場人数

50人未満は努力義務 50人以上は義務

- ・歳以上歳未満→1種～4種少年院

1種:12歳以上23歳未満

2種:16歳以上23歳未満

3種:12歳以上23歳未満→心身に著しい障害

4種:年齢指定が無い→刑の執行を受ける者

- ・ここは制度改正もある部分なので要注意

医療少年院は無くなっている→3種へ

・何回 あと 届け

年に何回？・・・回数が明記されている場合は注意
ストレスチェック

→1年ごとに1回の頻度が義務

・精神科医療での隔離は

毎日頻回の医師の診察 Night and Day

あとは各種届出のタイムリミットも

・時は金なり

応急入院

72時間(精神保健指定医)

12時間(特定医師) など時間系は注意

・だれが?何を?する?

措置入院は都道府県知事 だれが最終決定者?

医療保護入院は(親族無き場合)市区町村長

・だれに?何を?

精神保健福祉手帳の申請は市町村

福祉系の申請は市町村が多い→使いやすく

- ・法の追加, 削減は要注意
- 精神障害者は対象? 非対象?

障害者総合支援法

身体障害

知的障害

精神障害

発達障害

難病 2013年改正で追加

・同じ子だけど扱い違うじゃん！こういうところ注意

児童福祉法での児童は
満18歳に達するまでの者

少年法での少年は
少年とは20歳に満たない者、成人とは満20歳以上
の者

身体障害者(障害者総合支援法)
障害者とは18歳以上

同様に健康保険なども注意 後期高齢者

・制限の下に置かれる系

本来，日本では制限無く許されているが・・・

1) 疾患で

2) 力関係で(労使)

3) 弱者保護の観点(虐待等)

4) 特定の者にしか許されない(指定医制度など)

制限されるものは要チェック！

・法のねらい目はコンビ, トリオ, カルテット

コンビ

医療観察法→地裁裁判官と精神保健審判員(医師)

措置入院→2名の精神保健指定医

トリオ

労働3法

労働3権

拘束例外3原則

精神障害者保健福祉手帳1～3級

・コンビ, トリオ, カルテット

カルテット(強い順)

労基法→労働協約→就業規則→労働契約

医療倫理4原則

自立自尊原則

善行原則

無危害原則

正義原則

・コンビ, トリオ, カルテット

医療倫理問題検討

Jonsenの4分割法(2006)

医学的適応

患者の意向

QOL

周囲の状況

コンビ, トリオ, カルテットで括れるところは高頻度
出題だろう・・・だって作りやすいんだもん